福祉サービス第三者評価 評価者名簿登載要領 新旧対照表

福祉サービス第三者評価 評価者名簿登載要領(新)

福祉サービス第三者評価機関認証要綱(平成14年5月10日付14財事業92号)(以下「要綱」という。)第2条第9号に規定する「機構が公表する名簿」(以下「評価者名簿」という。)への登載要領を次のように定める。

(評価者名簿の定義)

第1条 東京都福祉サービス評価推進機構(以下、「機構」という。) は、機構が実施する評価者養成講習を修了した者の番号と所属評価機関の名称を記載した一覧表を作成し、当該一覧表を評価者名簿とする。

(公表)

第2条 機構は、評価者名簿をホームページ等で公表する。

(名簿への登載)

第3条 評価者養成講習を修了し、評価者養成講習修了証を付与された者については、主たる所属評価者として所属する評価機関(以下、「主たる所属評価機関」という)からの「所属評価者名簿」の提出をもって、評価者名簿に登載するものとする。ただし、認証申請中の法人から評価者養成講習受講の推薦を受けている者については、当該法人の認証をもって評価者名簿に登載する。

2 評価者養成講習修了証の発行日から30日以内 (ただし、認証申請中の法人から評価者養成講習受講 の推薦を受けている者については、当該法人の認証 日)または当該年度末のどちらか早い時期までに主た る所属評価機関から「所属評価者名簿」の提出がない 場合には、当該修了証の効力を無効とする。

(主たる所属評価機関の表示)

第4条 評価者名簿の所属評価機関の欄には、当該評価者の「主たる所属評価機関」を表示する。

2 主たる所属評価機関がない場合には、「主たる所属評価機関なし」と表示する。ただし、機構が別に定める様式により評価機関が登録申請を行い、機構が受理したときには、当該欄に「主たる所属評価機関」が表示される。

福祉サービス第三者評価 評価者名簿登載要領(旧)

福祉サービス第三者評価機関認証要綱(平成14年5月10日付14財事業92号)(以下「要綱」という。)第2条第9号に規定する「機構が公表する名簿」(以下「評価者名簿」という。)への登載要領を次のように定める。

(評価者名簿の定義)

第1条 東京都福祉サービス評価推進機構(以下、「機構」という。) は、機構が実施する評価者養成講習を修了した者の番号と所属評価機関の名称を記載した一覧表を作成し、当該一覧表を評価者名簿とする。

(公表)

第2条 機構は、評価者名簿をホームページ等で公表する。

(名簿への登載)

第3条 評価者養成講習を修了し、評価者養成講習修了証を付与された者については、主たる所属評価者として所属する評価機関(以下、「主たる所属評価機関」という)からの「所属評価者名簿」の提出をもって、評価者名簿に登載するものとする。ただし、認証申請中の法人から評価者養成講習受講の推薦を受けている者については、当該法人の認証をもって評価者名簿に登載する。

2 評価者養成講習修了証の発行日から30日以内 (ただし、認証申請中の法人から評価者養成講習受講 の推薦を受けている者については、当該法人の認証 日)または当該年度末のどちらか早い時期までに主た る所属評価機関から「所属評価者名簿」の提出がない 場合には、当該修了証の効力を無効とする。

(主たる所属評価機関の表示)

第4条 評価者名簿の所属評価機関の欄には、当該評価者の「主たる所属評価機関」を表示する。

2 主たる所属評価機関がない場合には、「主たる所属評価機関なし」と表示する。ただし、機構が別に定める様式により評価機関が登録申請を行い、機構が受理したときには、当該欄に「主たる所属評価機関」が表示される。

(名簿からの抹消等)

第5条 次の各号に該当する場合、機構は当該評価者 を評価者名簿から抹消する。

- (1) 評価実績がない年度が連続して2年となった者
- (2) 評価実績が著しく少ない場合で、認証・公表委員会(以下、「委員会」という。)の調査審議により名簿から抹消すべきと判断された者
- (3) 必要なフォローアップ研修を受講していない者
- (4) 「主たる所属評価機関なし」が表示され、その 期間が1年を超えた者
- (5) 当該評価者が評価者名簿からの抹消を申し出、 主たる所属評価機関から評価者名簿抹消の申請があった者
- (6) 死亡その他やむを得ない事情により評価者の意思は確認できないが、評価機関から名簿抹消の申請があった者
- 2 機構は、委員会の調査審議により福祉サービス第 三者評価機関認証実施要領第17条に規定する「不正 な行為」と同様の行為を行ったと判断された者に対 し、委員会の決定に基づき、当該評価者の評価者名簿 からの抹消、又は期間を定めて評価者名簿の効力の全 部又は一部を停止する。
- 3 機構は、第1項及び第2項の決定に基づき評価者 名簿から抹消、又は期間を定めて評価者名簿登載の効 力の全部又は一部の停止をした場合は、その旨を公表 する。

(評価活動の休止)

第6条 次の各号に該当する評価者は、主たる所属評価機関が機構へ評価活動の休止を届け出ることにより、3年を上限として、期間を定め評価活動を休止することができる。ただし、休止期間の終期は年度末とする。

- (1) 病気、妊娠、出産、育児、家族の介護等により評価活動を行うことができない場合
- (2) 海外出張等により、国内にいない場合
- (3) その他、前二号に準ずるやむを得ない事情があると機構が認める場合
- 2 機構は、第1項に基づき評価者が評価活動を休止している期間は、評価者名簿にその旨を表示する。
- 3 休止期間が終了した評価者は、主たる所属評価機 関が機構へ評価活動の再開を届け出ることにより、評

(名簿からの抹消等)

第5条 次の各号に該当する場合、機構は当該評価者 を評価者名簿から抹消する。

- (1) 評価実績がない年度が連続して2年となった者
- (2) 評価実績が著しく少ない場合で、認証・公表委員会(以下、「委員会」という。)の調査審議により名簿から抹消すべきと判断された者
- (3) 必要なフォローアップ研修を受講していない者
- (4) 「主たる所属評価機関なし」が表示され、その期間が1年を超えた者
- (5) 当該評価者が評価者名簿からの抹消を申し出、主たる所属評価機関から評価者名簿抹消の申請があった者
- (6) 死亡その他やむを得ない事情により評価者の意思は確認できないが、評価機関から名簿抹消の申請があった者
- 2 機構は、委員会の調査審議により福祉サービス第 三者評価機関認証実施要領第17条に規定する「不正 な行為」と同様の行為を行ったと判断された者に対 し、委員会の決定に基づき、当該評価者の評価者名簿 からの抹消、又は期間を定めて評価者名簿の効力の全 部又は一部を停止する。
- 3 機構は、第1項及び第2項の決定に基づき評価者 名簿から抹消、又は期間を定めて評価者名簿登載の効 力の全部又は一部の停止をした場合は、その旨を公表 する。

(評価活動の休止)

第6条 次の各号に該当する評価者は、主たる所属評価機関が機構へ評価活動の休止を届け出ることにより、3年を上限として、期間を定め評価活動を休止することができる。ただし、休止期間の終期は年度末とする。

- (1) 病気、妊娠、出産、育児、家族の介護等により評価活動を行うことができない場合
- (2) 海外出張等により、国内にいない場合
- (3) その他、前二号に準ずるやむを得ない事情があると機構が認める場合
- 2 機構は、第1項に基づき評価者が評価活動を休止している期間は、評価者名簿にその旨を表示する。
- 3 休止期間が終了した評価者は、主たる所属評価機関が機構へ評価活動の再開を届け出ることにより、評

価活動を再開することができる。

(名簿への再登載)

第7条 一度評価者名簿から抹消された者で再度評価者名簿への登載を希望する場合は、評価者養成講習を再受講するものとする。ただし、福祉サービス第三者評価機関認証実施要領第17条に規定する「不正な行為」と同様の行為を行なったと判断され抹消となった者は、その抹消の日から委員会で定められた期間を経過しなければ、再受講できないものとする。

(社会的養護関係施設第三者評価における評価者) 第8条 社会的養護関係施設第三者評価を実施出来 る評価者については、別途ホームページ等で公表す る。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、名簿登載を実施するにあたり必要な事項がある場合は別に定める。

附則

本要領は平成15年4月1日から施行する。

附則

本要領は平成18年3月9日から施行する。

附則

本要領は平成18年7月28日から施行する。

附則

本要領は平成18年12月22日から施行する。 ただし、第5条第1号の規定は、平成21年4月1日 から施行する。

附則

本要領は平成20年4月1日から施行する。

附則

本要領は平成24年4月1日から施行する。 ただし、第5条第1号の規定及び第6条柱書の規定 は、平成25年4月1日から適用する。

附則

本要領は平成24年6月7日から施行する。

価活動を再開することができる。

(名簿への再登載)

第7条 一度評価者名簿から抹消された者で再度評価者名簿への登載を希望する場合は、評価者養成講習を再受講するものとする。ただし、福祉サービス第三者評価機関認証実施要領第17条に規定する「不正な行為」と同様の行為を行なったと判断され抹消となった者は、その抹消の日から委員会で定められた期間を経過しなければ、再受講できないものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、名簿登載を実施するにあたり必要な事項がある場合は別に定める。

附則

本要領は平成15年4月1日から施行する。

附則

本要領は平成18年3月9日から施行する。

附則

本要領は平成18年7月28日から施行する。

附則

本要領は平成18年12月22日から施行する。 ただし、第5条第1号の規定は、平成21年4月1日 から施行する。

附則

本要領は平成20年4月1日から施行する。

附則

本要領は平成24年4月1日から施行する。 ただし、第5条第1号の規定及び第6条柱書の規定 は、平成25年4月1日から適用する。

平成16年4月1日 一部	攻正 平成16年4月1日 一部改正
平成18年3月9日 一部	牧正 平成18年3月9日 一部改正
平成18年7月28日 一部	牧正 平成18年7月28日 一部改正
平成18年12月15日 一部	牧正 平成18年12月15日 一部改正
平成19年12月13日 一部	攻正 平成19年12月13日 一部改正
平成24年3月14日 一部	攻正 平成24年3月14日 一部改正
平成24年6月7日 一部	牧正